

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名：泉美知子

論文題目：文化遺産としての中世

——フランス第三共和政期の知・制度・感性に見る過去の保存

泉美知子の博士学位請求論文、「文化遺産としての中世——フランス第三共和政期の知・制度・感性に見る過去の保存」は、19世紀後半から20世紀初頭のフランスにおける中世美術復興という重要な動向を、文化財保護思想の形成という観点から歴史的に解明した独創性あふれる学問的達成である。

本研究が対象とする近代フランスにおける中世美術再評価については、美術史、歴史学、文学などの領域で個別研究はあるものの、その潮流はすべてに目配りし、欠落部分を埋めた総合的な研究は、本国のフランスにおいてすらこれまで皆無であった。当該テーマに関するきわめて有用な全体の見取り図を作り上げた功績は高く評価される。そうした総合性に加えて、本研究が優れている点はその学際性である。著者は文学研究を出発点としながらも、美術史研究の成果を幅広く取り入れ、さらには歴史関係の資料も渉猟するなどして、真に複数領域を横断する学際研究を成し遂げた。その視野の広さと方法論的な実践に対しては、惜しめない称賛の言葉を送りたい。調査研究の過程では、先行研究をくまなく把握した上で可能な限り原資料、古文獻に当たり、美術館、美術学校、美術史言説、美術行政、文化財保護法、美術史の学問制度、文学テキスト、愛好家の保存論など、多領域から発する論点の総合関係性を整理し直し、独自の論を構築している。最終的には、文化遺産の思想形成を、第三共和制期のナショナリズムと政教分離という歴史的文脈の中で分析し、見事に跡づけている。

本論文は本文と別冊の2分冊から成る。本文は3部構成で全8章、および序論と結論が加わる。別冊の方には人物リスト、図版、年表、他の図表、並びに図版リストと文献リストが掲載されている。以下、論文の構成に即して議論を紹介し、審査委員からの指摘を記しておく。

序論において、著者は本研究の問題意識を明確に提示する。現代的課題とも言える文化遺産保護の考え方は、フランス革命時の破壊から文化財を守る行為に端を発し、19世紀における「歴史的記念物」概念の出現とともに発展した。筆者は1880年前後から第一次世界大戦前のフランスにおいて、中世美術復興をめぐって形成された文化遺産の思想を、知と制度と感性の三つの側面から検討することを目標に掲げる。

第1部では、前史として、フランス記念物博物館とクリュニー美術館という中世の美術品を所蔵したふたつの期間について言及した後、第1章で比較彫刻美術館について詳述する。建築家ヴィオレ＝ル＝デュックの構想が1882年に実現したこの美術館は、中世フランス彫刻を古代ギリシア彫刻と比較展示することで両者の類似性を浮き彫りにする試みを行い、ギリシア美術、イタリア美術を絶対視する美術アカデミーの価値観を相対化し、フランス中世美術の価値を認めさせようとする企てであった。第2章では、ルーヴル美術館中世・ルネサンス彫刻部門について、学芸員ルイ・クラージュ

が取り組んだ 1882 年の展示室拡張計画と、1887 年からルーヴル美術学校で彼が受け持った講義が論じられ、古代ギリシアとルネサンスの間にフランス中世芸術を位置づける愛国主義的な考え方が分析された。こうしてヴィオレ＝ル＝デュックとクラージュが中世美術の称揚を通じて文化遺産の歴史的・芸術的価値を創出し、文化財保護政策の発展と密接に関わった経緯が説得的に記述されている。なお審査員からは、前史の部分の充実を図ることが可能だとの指摘があった。

第 2 部では、美術行政が対象となり、美術史学と文化財保護の制度化が扱われた。第 3 章は、中世芸術への歴史的、考古学的関心の高まりとともに、19 世紀末に中世芸術講座が高等教育機関で設置されるようになる経緯を追い、第 4 章は、政治と法律の側面から問題にアプローチし、画期となる 1887 年の文化財保護法制定のプロセスが丁寧に跡づけられた。第 5 章では、ソルボンヌ大学でキリスト教芸術講座を創始したエミール・マールの図像学が、19 世紀のゴシック観を修正しつつ中世芸術に国民的アイデンティティを重ね合わせるものであり、第三共和制の文化財保護政策と通底する研究教育制度の確立を意味したことが示された。審査員からは、美術行政と並んで美術品市場の問題も看過すべきではないとの意見があった。

第 3 部は、文学者の言説に着目して、文化財保護の概念や制度への批判的な立場を検討した。論文の中で最も力のこもった部分である。第 6 章では、ユイスマンスの文学作品とプルーストの文章を通して、文化遺産をめぐる宗教的コンテクストの再評価と政教分離法案への異議申し立てについて考察している。第 7 章は保存の美学を論じ、愛好家たちの反修復論と反美術館論を取り上げて、美的な感性と土地との絆という視点が、19 世紀の保存理念の修正を迫るものであったことが確認された。最後の第 8 章は、1905 年の政教分離法によって見捨てられた村の教会堂を守るバレスの活動について焦点を合わせ、精神生活の源泉としての教会堂を国家が守るべきというその議論が、1913 年に歴史的記念物法の改正を促すことになった経緯を再構成している。審査員からは、文学テキストの分析がもう少しほしいとの要望が出された。

結論では、第 3 共和制期における文化遺産の思想形成を、知と制度の確立と感性の発展を軸に分析した結果が要約され、ゴシック蔑視の古典的美術観や脱宗教化政策との闘いの意義が確認された。最後に、1914 年のドイツ軍によるランス大聖堂の爆撃破壊に対する激しい国民的反応にひとつの歴史の帰結を見て、論文は終幕を迎える。

全般的には、1900 年前後の期間を主たる対象として、中世美術復興という現象を文化遺産保護の問題と重ね合わせ、その思想確立の歴史的な道筋を、力業とも形容すべき学際的方法によって適確に論証した功績を高く評価する点で、審査員全員の判断は一致した。豊かな発展性を秘めた各論もそれぞれに興味深く、専門性を帯びつつも明快で読みやすい文体も好ましいと判断された。第 2 部がやや薄いこと、個別問題において不用意な断定や適切でない言葉使いが散見するとの指摘もあったが、それらは瑕疵に過ぎず、本論文の学問的寄与を大きく損ねるものではないことが確認された。

以上の審査の後、審査員全員による協議の結果、全員一致で本審査委員会は、泉美知子の提出論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。